

# 官報

## 号外 平成四年五月十八日

### ○第一百二十三回 参議院会議録第十五号

平成四年五月十八日(月曜日)

午後零時三十二分開議

○議事日程 第十五号

平成四年五月十八日

午後零時三十分開議

第一 所得に対する租税及びある種の他の租税

に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノール

ウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 農業協同組合会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業協同組合会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成四年五月十八日 参議院会議録第十五号

(議事日程追加の件)

國務大臣の報告に關する件(平成四年度地方財政計画について) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國務大臣の報告に關する件(平成四年度地方財政計画について) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國務大臣の報告に關する件(平成四年度地方財政計画について) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一</

大蔵省は、今年度の予算編成に際し、歳出カットの大好きな柱として地方交付税の引き下げを打ち出してしまいました。これに対し、党派を超えて地方六団体などを中心に交付税率引き下げ反対の意見書の採択や決起集会等が相次ぎ行われ、私も社会党も地方財政確立の立場から宣伝活動や要請行動に取り組んでまいったところであります。

結果として、地方交付税はその税率を堅持することはできましたが、一方で、附則三条に基づく特例措置として八千五百億円の減額が行われたことは極めて遺憾なことです。

今日、自治体が直面している諸課題の解決に、地方交付税が地方団体共有の一般財源として果たしてきた役割は極めて大きいものがあります。これは地方自治に携わる者にとっては当然の認識であります。このような性格を持つ交付税を、国と都合によって勝手になし崩し、変更し、二年連続して特例減額が行われたことは到底納得できないことであります。

大蔵省当局は、この間一貫して地方には財源余剰があると主張してまいりました。大蔵省が国会に提出した「予算及び財政投融資計画の説明」の中にも、地方財政の認識を「大幅な財源余剰」と記述しております。地方には余剰があるから交付税を減額することでの認識は大きな誤りであります。

大蔵省は、一度も、地方交付税を減額しておらず、地方交付税の額及びその交付は地方交付税法によつて定められており、地方団体の年間の財政調整についても地方財政法に定められているのであります。したがつて、地方交付税において法的に収支の差が生ずるあるいは単年度で見た場合のすき間が生ずる可能性はあったとしても、余剰が生じるような状況はほとんどないと思われます。

なお、今回の八千五百億円の減額についても、大蔵省は一貫して余剰論によつて説明してまいりましたが、衆議院の本案審議において、自治大臣の言われる公経済バランス論について一定の認識を示されるほか、予算説明についても記述が適當

## (号外)

官報

でなく今後研究するとのことであり、さらに、当初大蔵大臣の示された地方交付税の考え方があつたがまでも、その後、地方団体固有の財源である旨の答弁が大蔵省から行われることになりました。

また、八一年に、当時の鈴木総理も衆議院本会議におきまして、地方交付税は地方の固有財源である旨の答弁がなされておるのであります。

ここで、宮澤総理と羽田大蔵大臣に、地方交付税は地方団体共有の固有財源であるというその性格について再度確認をいたしたいと思ひます。そこで、明確なお答えをお願い申し上げます。

また、今回の減額措置を講じた理由についても、それぞれ御見解を賜りたいと存じます。

総理、從来もこの件については交付税法改正案の審議に際して特別決議が行われてまいりましたし、また、先般の百二十国会に引き続き今回の衆議院地方行政委員会においても、地方交付税は、国と地方の事務分担、経費負担区分に基づき、国と地方の税源配分の一環として設けられている地方政府の固有財源であることにかんがみ、国の財政事情の都合によつてその税率の変更等を厳行わぬことという単独決議がなされております。

なお、交付税の調整は、一般会計と特別会計との組み合わせとなつており、交付税制度のわかりの調整ということで長い間行なつてまいりましたが、一般会計における加算と減額、精算額の繰り延べ、特別会計における借入金と返済という方法も、附則三条を凍結し、地方の要望の強い特別会計へ交付税を直接投入し、その上で財源調整を行なうなど、まず一般会計と特別会計の秩序を守るべきであると思うのであります。自治大臣、いかがでござりますか、お伺いをいたします。

次に、九二年度地方財政計画の内容のうち、環境対策と国際化、地域福祉についてお伺いいたします。

今回、千七百億円の環境保全対策費が創設されたことを私は高く評価するものであります。今年七月にはブラジルにおいて地球環境サミットが開かれますが、現在地球の環境問題が大きくクローズアップされており、また同時に、国内でも身近な地域の環境問題にも取り組むことが強く望まれております。都市住民に貴重な憩いの場となる環境保全緑地の充実、貴重な公益的機能を持つ森林、河川の保全と維持管理、省エネ対策、廃棄物処理、リサイクル推進など、もつともっと自治体が積極的に取り組んでいくことが求められています。環境対策は今日的最重要課題の一つであると思ひますが、自治大臣の御所見をお伺いいたします。

また、過疎に悩む山村の自治体にとって、森林の荒廃は切実な問題となつています。昨年の台風は各地で大きな被害をもたらしましたが、特に大分県の日田市では、高齢化と人手不足から被害倒木の処理だけが人が続出しています。この間、全国各地から友情と連帯で森林関係団体の災害救援隊が応援に駆けつけ、一定の成果を上げました。さらに引き続き現在は自衛隊によつて被害木の処理が図られていますが、余りにも被害が大きいために、まだ二割も片づいていない現状であります。このような進捗状況では、雨季に入り大雨が降れば二次災害が避けて通ることのできない状態に来ております。非常に危険な状態に置かれております。

次に、国際化の問題について伺います。

今、自治体が全国各地で外国との姉妹都市を結んでいると思います。全国の森林を抱える自治体に森林を守るために財政上の支援措置が必要不可欠だと思いますが、自治大臣、農林水産大臣の見解をお伺いいたします。

次に、国際化の問題について伺います。

今、自治体が全国で外国との姉妹都市を結んだり、外國の青年を招聘したり、洋上セミナーを開くなど、国際交流が活発化しています。自治体同士の相互交流は草の根からの国際化と言つてよいと思いますが、政府の行なう外交と並んで大変重要な役割を担つており、今後とも積極的に進めていくべきであります。

その一方、在留外国人の増加という内なる国際化も進んでおりまして、在留外国人に対する、同じ地域の住民であるという認識から、情報の提供や相談窓口の開設、日本語講座の実施、通訳の配置など新しいサービスが先進的な自治体の努力によって行なわれております。また、在留外国人に対する医療費の問題、保険の問題、住宅問題なども、それぞれ自治体任せの実態にあります。そ

(外)号報官

他、帰国子女の教育問題等、国際化に伴う自治体の役割は年ごとに大きくなっているのであります。これらの自治体の取り組みについても政府の責任として財政的な支援を講ずべきではないかと考えます。自治大臣、いかがでございますか、お伺いいたします。

次に、地域福祉の問題について伺います。

九三年度から老人保健福祉計画の策定が自治体に義務づけられることになりますが、かかる計画は将来的の自治体の老人保健サービスのあり方を決定するものであり、福祉の町づくりを進めていく上で極めて重要な役割を果たすものと言えます。また、同じく、在宅福祉サービスと施設福祉サービスが市町村で一元的に実施されることになり、老人福祉、障害者福祉の入所措置権も町村に移譲されることになります。さらに、本格的な高齢化社会の到来を目前にして、ホームヘルパーなど保健・福祉・医療マンパワーの確保が緊急の課題となっています。また、障害を持つ方々が安心して暮らせる町づくりを推進していくなければなりません。

それらに対応するために、住民に最も身近な自治体の場でよりきめ細かな地域福祉の推進が求められているのであります。今回の地財計画でも、社会福祉事業が大きく伸びて地域福祉基金の充実等が講じられておりますが、今後とも積極的な取り組みを自治大臣並びに厚生大臣にお願いいたしたいと思います。

特に今回は環境と国際化、地域福祉についてお尋ねをいたしまいましたが、そのほかにもさまざま行政ニーズが自治体に求められているのであります。自治大臣は從来の基準財政需要額を抜本的に見直すよう指示されたと伺っておりまます。心強い限りであります。私も、地方財政計画の策定に当たって地方の必要な財政需要額を把握し、計上していくべきだと考えます。そのためには広く地方団体の声を聞く機会をつくる必

要があると思うのであります。自治大臣の御所見をお伺いいたします。

以上、地方交付税を初め地方財政計画についてお尋ねをしてまいりましたが、高齢化対策、環境対策、国際化、四百三十九兆の公共投資などを通じてゆとりと豊かさを実感できる生活水準を達成するため、分権、自治に根差した税、財政のあり方が強く求められています。それに、地方への負担転嫁ではなく、縦割り行政の改善、補助金の整理合理化、地方への権限移譲が不可欠であります。総理の御所見をお伺いいたします。

以下、総理を初め関係大臣に申し上げます。

地方交付税の特例減額は、分権、自治の流れ逆行するものであることを再度申し添え、今後とも……

○議長(長田裕二君) 野別君 時間が超過しております。簡単に願います。

○野別隆俊君(続) 基準財政需要額の見直しなど地方財政の充実強化を図っています。よろしく訴えまして、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) 地方交付税についての認識に関してもお尋ねがございました。地方交付税

は、地方交付税法の規定によりまして、国税五税率の一定割合をもつて交付税とするものとされておりま

ります。それが地方団体に法律上当然に帰属するという意味において地方の固有財源であると申して差し支えないと考えております。

次に、地方交付税の減額についてお尋ねでございましたが、国と地方はともに公経済を担うわ

ば車の両輪でございます。両者が協力しながらバランスのとれた国民経済の運営を行っていくこと

が必要なことは申し上げるまでもございません。

○國務大臣(塙川正十郎君登壇、拍手) お答えいたしました。

私はようやく質問があつたので、大体六つかな

とと思うております。もし漏れておりましたらお許しいただきたいと存じます。

まず最初に、交付税法の附則第三条を凍結してこれを特別会計に直入すればいいではないかといふ御説でござります。

一たん国税整理資金に入れてそれから組むものだから、国の財政として予算に組まないで直入し

るということです。自治省としてはそれが望ましいことであるとかねてから希望を申し上げておるところでございまして、この点につきましての努力も今後重ねていきたいと思うておりま

す。

○國務大臣(塙川正十郎君登壇、拍手) お答えいたしました。

私はようやく質問があつたので、大体六つかな

とと思うております。もし漏れておりましたらお許しいただきたいと存じます。

まず最初に、交付税法の附則第三条を凍結してこれを特別会計に直入すればいいではないかといふ御説でござります。

一たん国税整理資金に入れてそれから組むものだから、国の財政として予算に組まないで直入し

るということです。自治省としてはそれが望ましいことであるとかねてから希望を申し上げておるところでございまして、この点につきましての努力も今後重ねていきたいと思うおりま

す。

それと同時に、やはり山村におきますところの問題として考えなければなりませんのは、林業をただ単なる産業として考えるのではなくして、これをいわば人間の生活の根本を維持するものであるという認識に立って、産業と生活との兼ね合ひ、この観点から整備を図っていく措置を講じていきたい、こう思つておりまして、近く根本的な検討に入り、必要な財源措置をいたしたいと思うております。

それから、国際化に伴つて自治体の役割はますます重要になつてきたではないかということございまして、これにつきましては、各自治体が国際的に窓口を開いておりますところの都市提携、これを中心にして從来から国際交流を進めておりますけれども、それ以上に、現在自治体が中心となりまして、いわゆるJETプランというものがございますが、外國教員を迎える事業でございまが、こうすることを積極的に進めてまいりますとともに、また一方におきましては日本語の学習センターを設置する、あるいは各自治体におきまして通訳を養成する、こういう事業に対しましても積極的な助成をしていただきたい、こう思つております。

そして、何よりも、地域レベルにおきまして国際交流の推進を図る事業を通じて、外国人も暮らしがいりたいと思うております。

五番目の問題であつたと思いますが、住民に身近な自治体における地域福祉の推進について積極的にどのように取り組んでおるかということございますが、政府がいわゆる福祉ゴールドプラン十カ年計画を策定いたしましたときに、自治体にもこれに相呼応いたしましてそれ相応の財源付与をしてまいつたのでございまして、あくまでも福祉ゴールドプラン十カ年計画の実施に地方自治体において責任ある体制をとつていくべき、そのための財源の措置はいたしたいと思うております。それとあわせまして、地域におきまして自由な

発想のもとに地域の独特の福祉を進めていただくという意味におきまして、平成三年度から、交付税措置ではござりますけれども、地域福祉基金というものを設定いたしました。そして、本年度におきましても三千五百億円を交付税措置としていたしておるのでございまして、来年度さらにこれを大きく増額いたす予定でござります。各自治体におきましては交付税措置いっぱいの基金を積み立てていただいておりますけれども、これをな

お地域の連帯感を強める意味におきまして一層強化していくだいたいと思うております。そのための措置を平成五年度以降におきましても継続し、強力に推進していくつもりであります。

第六問でございますが、地方財政計画の策定に当たつて、地方の必要な財政需要を的確に計上していくため地方団体の声を聞けということになりましたが、私は努めて地方六団体並びに地方財政審議会、あるいはまた各ブロックごとにおきましては、今後さらに一層このきめを細かくいたしまして地方団体の要望聴取に努力してまいり、それを地方財政計画的に的確に反映いたすように努力してまいるつもりであります。

また、平成四年度予算編成におきましては、地方財政の円滑な運営に支障を生ずることがないよう所要の交付税総額を確保した上で、非常に厳しい国の予算編成状況のもとで、公経済のバランスを勘案しつつ、関係の皆様の御理解と御努力をいたしながら、地方交付税法の附則第三条に基づく地方交付税の特例措置、これを講じたところでありますということを申し上げたいと思います。(拍手)

○國務大臣田名部匡省君登壇、拍手)

〔國務大臣田名部匡省君登壇、拍手〕

○國務大臣(田名部匡省君) 森林の御質問にお答えを申し上げます。

森林は、木材生産でありますとかあるいは国土の保全、水資源の涵養、どれをとっても国民生活に大きな役割を果たしていることは御案内のとおりであります。森林の整備は林政の重要な課題と認識をいたしております。

このため、森林の公益的機能を確保し、林業の活性化を図るとともに、活力に満ちた山村地域の振興を図るために、先般も森林法の改正をお願い申し上げました。過疎山村地域における林業従事者が著しく減少いたしておりますので、この法改正に伴いまして、森林の流域管理システムの確立あるいは森林整備事業計画制度を創設する等、各般の施策の推進に努めておるところであります。

さらに、現在、自治省と検討会を設けて森林・林業の活性化対策の検討を進めているところ

であります。

今後とも、農林水産省としては施策の一層の推進のために積極的に取り組んでいく所存であります。(拍手)

○國務大臣山下徳夫君登壇、拍手)

〔國務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(山下徳夫君) 地域福祉の推進につい

てのお尋ねでございますが、高齢化社会が進展す

る中で地方公共団体には、老人保健福祉計画の策

定、措置権の移譲、福祉の町づくりなどさまざま

な仕事をお願いしておるところでございます。

このためには、国庫及び地方交付税等を通じて適

正な財政措置を行う必要があります。

これまでも地方財政計画において必要な措置を講じてこられたところでござりますけれども、今

後とも、自治大臣とよく御相談しながら、適切な措置が講じられるよう努めたいと思

います。(拍手)

○國務大臣(長田裕二君) これにて質疑は終了いたしました。

〔國務大臣長田裕二君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

要領書

## 一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とルクセンブルグとの間で新たに租税条約を締結しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、航空機又は船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、学生、教授等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の文化交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

所得に対する租税及びある種の他の租税に  
関する二重課税の回避及び脱税の防止のた  
めの日本国とルクセンブルグ大公国との間  
の条約

日本国政府及びルクセンブルグ大公国政府は、  
所得に対する租税及びある種の他の租税に関  
し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための  
条約を締結することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者で  
ある者に適用する。

第二条

この条約は、次り用意こつて適用する。

第三条 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「ルクセンブルグ」とは、ルクセンブルグ大公園をいい、また、地理的意味で用いる場合には、ルクセンブルグ大公園の領域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国との租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(1) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) ルクセンブルグについては、大蔵大臣又は権限を与えたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求める件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成四年四月二十四日

(b) (v) 地方營業税  
(b) (vi) 法人の役員報酬に対する税  
(b) (vii) 財産税  
(b) (viii) 法人税  
(b) (ix) 個人所得税  
(b) (x) (以下「ルクセンブルグの租税」という。)  
日本国においては、

衆議院議長 櫻内 義雄  
參議院議長 長田 裕二殿

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

2 (以下「日本国の租税」という。)  
この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日以後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、そ

(ii) 「国民」とは、いすれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいすれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいすれか一方の締約国の租税に関する当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体を

(b) も密接な締約国(重要な利害関係の中心がある國)の居住者とみなす。

(c) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(d) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれないすれの締約国内にも有しない

平成四年五月十八日 參議院会議録第十五号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関するこの条約の締結について承認を求めるの件外二件

い場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、いづれの締約国の国民でもない場合に、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

#### 第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所を保有すること。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所  
(b) 支店  
(c) 事務所  
(d) 工場  
(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかるわらず、「恒久的施設」には、次のこととは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。  
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。  
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。  
(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所におけるこのような組合せによる活動を保有すること。ただし、当該活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかるわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行なうすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行なう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行なう仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行なっているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約

の締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人の役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しても、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 3の規定に従うことと条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰

せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方針を用いることにつき正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得

が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されるとはしない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルクセンブルグの企業である場合には日本国における事業税、



た債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権特許権、商標権、意匠権、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び租税を課すことができる。

び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設によって生じ、かつ、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

### 第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

### 第十四条

1 次条、第十八条、第十九条及び第二十二条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(2)から(6)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

### 第十五条

士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

### 第十六条

1 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条  
第一項

第十四条及び第十五条の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することはできる。

もとと、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もとと、そのような所得が両締約国(政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得)が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を免除する。

## 第十八条

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 1の規定にかかるわらず、老齢、心身障害及び遺族に係る年金保険に関する千九百八十七年七月二十七日の法律又はその修正若しくはそれへの追加としてルクセンブルグにおいて将来制定することができる。

されることのあるその他の法律に基づいて日本

国の居住者に支払われる年金その他これに類する報酬に対しては、ルクセンブルグにおいて租税を課することができます。

## 第十九条

当該一方の締約国(地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 1(a)

政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国(地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 1(b)

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 2(a)

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 2(b)

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 3

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 4

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 5

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 6

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 7

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

## 第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国(地方公共団体に對しては、当該他方の締約国において租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

当該一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

## 第二十一条

一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

## 1

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 2

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 3

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 4

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 5

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 6

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 7

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 8

一方の締約国(地方公共団体に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

## 第二十二条

1 第六条2に定義する不動産である財産で、一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 1

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 2

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 3

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 4

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 5

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 6

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 7

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 8

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 9

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 第二十三条

1 第六条2に定義する不動産である財産で、一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 1

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 2

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 3

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 4

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 5

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 6

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 7

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 8

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 9

一方の締約国(居住者が所有し、かつ、他方の締約国において存在するもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 第二十四条

1 ルクセンブルグにおいては、二重課税は、次の規定を適用する。

## 1

1及び2の規定にかかるわらず、一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 2

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 3

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 4

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 5

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 6

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 7

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 8

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 9

一方の締約国(居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

## 10

## 11

## 12

## 13

## 14

## 15

## 16

## 17

## 18

## 19

## 20

## 21

## 22

## 23

## 24

## 25

## 26

## 27

## 28

## 29

## 30

## 31

## 32

## 33

## 34

## 35

## 36

## 37

## 38

## 39

## 40

## 41

## 42

## 43

## 44

## 45

## 46

## 47

## 48

## 49

## 50

## 51

## 52

## 53

## 54

## 55

## 56

## 57

## 58

## 59

## 60

## 61

## 62

## 63

## 64

## 65

## 66

## 67

## 68

## 69

## 70

## 71

## 72

## 73

## 74

## 75

## 76

## 77

## 78

## 79

## 80

## 81

## 82

## 83

## 84

## 85

## 86

## 87

## 88

## 89

## 90

## 91

## 92

## 93

## 94

## 95

## 96

## 97

## 98

## 99

## 100

## 101

## 102

## 103

## 104

## 105

## 106

## 107

## 108

## 109

## 110

## 111

## 112

## 113

## 114

## 115

## 116

## 117

## 118

## 119

## 120

## 121

## 122

## 123

## 124

## 125

## 126

## 127

## 128

## 129

## 130

## 131

## 132

## 133

## 134

## 135

## 136

## 137

定に従つて日本国において租税を課される所を得を取得する場合には、ルクセンブルグは、日本において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) ルクセンブルグの居住者が取得する所得又は所有する財産についてこの条約の規定に従つてルクセンブルグにおいて租税が免除される場合には、ルクセンブルグは、当該居住者の残余の所得又は財産に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得又は財産を考慮したことによる。

2 本國の租税から控除することに関する日本国の方針に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてルクセンブルグにおいて租税を課される所得をルクセンブルグにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるルクセンブルグの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国において納付されるルクセンブルグにおいて取得される所得が、ルクセンブルグの居住者である法人によりその譲り受けたものと見做される場合は、当該所得について納付されるルクセンブルグの租税の額は、当該居住者に対する部分を超えないものとする。

(b) ルクセンブルグにおいて取得される所得が、ルクセンブルグの居住者である法人によりその譲り受けたものと見做される場合は、当該所得について納付されるルクセンブルグの租税の額は、当該居住者に対する部分を超えないものとする。

3 第二十五条 この条約の所得に対する課税に関する規定は、ルクセンブルグの千九百二十九年七月三十一日の

法律及び千九百三十八年十二月十七日の政令(その後に行われたこれらの法令の改正を含む。)の適用を受ける株式法(ルクセンブルグの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人で両締約国の政府間で合意するものを含む。)については、適用しない。この条約のこれらの規定は、日本国居住者がこれらの法人から取得する所得についても、適用しない。

## 第二十六条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国に對して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 第九条1、第十一條8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国が他方の締約国に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国に居住するに支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国に企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当

該一方の締約国に類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

## 第二十七条

1 いすれか一方の又は双方の締約国に措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けた又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いすれか一方の又は双方の締約国に定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国に権限のある当局に對して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国に権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めると、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国に権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国のある当局は、この条約の解釈又は適用に関する困難又は疑惑を含意によつて解決するよう努める。両締約国の権限に反することとなる情報を提供すること。

## 第二十八条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報を公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

## 第二十九条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国が課する租税を徴収するよう努め、その徴収を行う締約国は、「」のようにして

この条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に對してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報を開示することができる。これら的目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

官 報 (号 外)

2 1 この規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徵収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課すものと解してはならない。

第三十条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第三十一条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) ルクセンブルグにおいては、

(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に源泉徵収される租税

(ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税

(b) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第三十二条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) ルクセンブルグにおいては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に源泉徵収される租税

(ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に對するその他の租税

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

学生等の所得に対する滞在地の租税免除、相手国沖合における天然資源の探査又は開発活動に係る所得に対する相手国の課税等の措置を定めるとともに、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の交流が一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

次のとおり認定した。

第一條 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 1. この条約は、次の租税について適用する。  
(a) 日本国においては、  
(i) 所得税  
(ii) 法人税  
(iii) 住民税

この条約のいかなる規定も、國際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

第三十一条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

千九百九十二年三月五日 ルクセンブルグで、  
英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
矢田部厚彦

ルクセンブルグ大公国政府のために  
J・ボース

(a) ルクセンブルクにおいては  
(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月

(b) 一日以後に源泉徵収される租税  
この条約が効力を生ずる年の翌年の一月  
一日以後に開始する各課税年度の所得及び  
財産に対するその他の租税  
日本国においては

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

參議院議長 長田 裕二殿

(4) 国税である非居住者芸能人の報酬に対する賦課金  
(以下「ノールウェーの租税」という。)  
この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課され

**第三十二条**

よって要領書を添えて報告する  
平成四年五月十四日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び  
賦税の防止のための日本国とノールウェー王国との  
間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条  
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を  
求める。

る私物であつて、1に掲げる私物と同一であるの又は實質的に類似するものについても適用する。兩締約国の権限のある當局は、それぞれの國の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

要領書

卷之三

第三条

六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の  
締約国に対し書面による終了の通告を行うことが  
とき。この場合には、この条約は、次のものに  
ついて効力を失う。

委員会の決定の理由  
この条約は、ノールウェーとの現行租税条約を全面改正しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手

所得に対する租税に関する二重課税の回避並びに脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約

(a) ルクセンブルグにおいては、(i) 終了の通告が行われた年の翌年の「一月一日以後に源泉徴収される租税

國の課税基準、航空機又は船隻による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、

所得に対する租税に関する、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する間の条約の締結について承認を求めるの件外二件

課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との

平成四年五月十八日 参議院会議録第十五号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二  
間の条約について承認を求める件外二件

二

- (b) 令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「ノールウェー」とは、ノールウェー王国をいい、ノールウェー王国の領海の外側に位置する水域でノールウェー王国が国際法に基づき、かつ、ノールウェーの国内法に従って海底及びその下（これらに存在する天然資源を含む。）に関する自らの権利行使することができるものを含む。ただし、スヴァルバルト、サン・マイエン及び歐州外にあるノールウェーの属領を含まない。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税の企業」とは、それぞれ一方の締約国者が営む企業をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国」の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(j) ノールウェーについては、ノールウェーの国籍を有するすべての個人及びノールウェーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

- |   |   |
|---|---|
| (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。                                      | (j) 「権限のある当局」とは、  |
| (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えたその代理者をいう。  | (ii) ノールウェーについては、財務闘税大臣又は権限を与えたその代理者をいう。  |
| (c) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。 | (d) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。   |
| (e) 当該個人は、その人的及び経済的関係がある國の居住者とみなす。  | (f) 1から3までの規定にかかるわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。  |
| (g) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。  | (h) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためのみ施設を使用すること。  |
| (h) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためのみ保有すること。  | (i) 企業のため物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。                                   |
| (i) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。  | (j) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。 |

- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行ふ一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのようない組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

1 及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行なうすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行なう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

企業は、通常の方法でその業務を行なう仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国のある居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

附屬する財産、農業又は林業に用いられている  
家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定  
の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、  
水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対  
価として料金（金額が確定しているかないか  
を問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び  
航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他  
のすべての形式による使用から生ずる所得につ  
いて適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる  
所得及び独立の人的役務を提供するために使用  
される不動産から生ずる所得についても、適用  
する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その  
企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じ  
て当該他方の締約国内において事業を行わない  
限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課  
することができる。一方の締約国の企業が他方  
の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方  
の締約国内において事業を行う場合には、その  
企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる  
部分に対してのみ、当該他方の締約国において  
租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締  
約国の企業が他方の締約国内において恒久的施設  
を通じて当該他方の締約国内において事業を行  
う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似  
の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当  
該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で  
取引を行う別個のかつ分離した企業であるとし  
たならば、当該恒久的施設が取得したとみられる  
利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰  
せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、  
経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的  
施設のために生じたものは、当該恒久的施設が

存在する締約国内において生じたものであるか

ウニーにおいて課する資本税について準用する。

第九条

4 2 の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国

1 (a) 一方の締約国が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

4 のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。  
1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

1 一方の締約国の企業の利得に対しても、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

Digitized by srujanika@gmail.com

一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

一方の締約国の企業が国際運輸に使用されるコンテナー及びその運送のための関連設備の使用から取得する利得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、日本国において課する事業税及びノール

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に  
ない。  
7 彎せられる利得は、毎年同一の方法によつて決  
定する。ただし、別の方法を用いることにつき  
正当な理由がある場合は、この限りでない。  
8 他の条で別個に取り扱われている種類の所得  
が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条  
の規定は、この条の規定によつて影響されるこ  
とはない。

に当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

の配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行つ法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で

利得となつたとみられる利得であるときは、当該一方の締約国は、適當な場合には、その利得税の額につき適當な調整を行うことができる。この調整に當たつては、この条約の他の規定による當局は、必要があるときは、相互に協議する。

### 第十一条

居住者とされる他方の締約国において当該他方の  
の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行  
い又は当該他方の締約国において当該他方の締  
約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役  
務を提供する場合において、当該配当の支払の  
基因となった株式その他の持分が当該恒久的施  
設又は当該固定的施設と実質的な関連を有する  
ものであるときは、適用しない。この場合に  
は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

一方の締約国の居住者である法人が他方の締  
約国から利得又は所得を取得する場合には、当  
該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び  
当該法人の留保所得については、これらの配当

間の条約の締結について承認を求めるの件外二件一二

## 官報(号外)

及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対しても、当該留保所得に對して租税を課すことができない。

第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合に、当該利子の額の十ペーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国、政府、当該他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中銀銀行又は当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国に對する金銭機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、  
(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行  
(iii) 海外経済協力基金  
(iv) 國際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの。

(b) ノールウェーについては、  
(i) ノールウェー中央銀行  
(ii) ノールウェー輸出信用保証機関  
(iii) ノールウェー政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国(ノルウェー)の政府が隨時合意するもの。

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無を問わない。)から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の個人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国(ノルウェー)の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者は、締約国(ノルウェー)の居住者であるかないかを問わなければ、当該一方の締約国において租税を免除する。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国(ノルウェー)の法令に従つて租税を課すことができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十ペーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の個人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産の使用料又は情報について考慮した場合において、当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国内における固定的施設を通じて独立の個人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産の使用料又は情報について考慮した場合において、当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用権又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。

この場合には、支払われた額のうち当該超過分

に対して、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

### 第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立的人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立的性格を有する活動について取得する所得に対しても、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他

方の締約国内に有せず、かつ、その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八

十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。その者がそのような

方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に

対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

### 第十五条

1 次条 第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行わぬ限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

3 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

7 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

8 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

9 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

10 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

11 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

12 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

13 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

14 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

15 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

16 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

17 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

18 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

19 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

20 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

21 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

22 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

る恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

6 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

7 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

8 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

9 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

10 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

11 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

12 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

13 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

14 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

15 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

16 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

17 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

18 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

19 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

20 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

21 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

22 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

23 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

24 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

25 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

26 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

27 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

28 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

29 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

30 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

31 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

32 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

33 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

34 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

35 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

36 一方の締約国の居住者が他方の締約国において租税を課することができる。

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動であつて、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われるものから生じ、かつ、当該地方の締約国において租税を免除する。

37 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

38 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

39 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

40 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

41 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

42 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

43 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

44 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

45 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

46 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

47 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

48 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

49 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

50 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

51 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

52 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

53 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

54 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

55 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

56 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

57 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

58 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

59 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

60 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

61 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

62 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

63 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

64 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

65 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

66 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

67 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

68 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

69 一方の締約国の居住者が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方  
政府若しくは地方公共団体が認出した基金  
から支払われる退職年金に対しても、当該一方の  
締約国においてのみ租税を課することが  
できる。

(i) (ii)の個人が当該他方の締約国の居住者で  
は、その退職年金に対しては、当該他方の締約  
国においてのみ租税を課することができる。

(ii) 退職年金を支払う当該一方の締約国にお  
る場合

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがそのまま計算、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

1 この条の規定は、この条約の他の規定にかかるわらず、この条に定める活動又は所得について適用する。

2(a)  
一方の締約国の居住者で他方の締約国の大半及びその下に存在する天然資源の探査又は開発に関連して当該他方の締約国内の沖合において活動を行う者は、当該活動に関し、当該他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うもの

とされ、又は当該他方の締約国内に固定的施設を有するものとされる。

(a) (2)の規定は、当該活動が、継続するいかなる十二箇月の期間においても合計三十日を超えない期間行われるものである場合には、適

(i) 用しない。この(b)の規定の適用上、  
一の企業が当該他方の締約国内において  
行う活動は、その活動が当該一の企業と連  
携を有する他の企業の当該行為の範囲内

(ii) 他の企業の当該能力の範囲内における活動に関連する場合には、当該他の企業により行われたものとみなされる。

間接に支配されている場合又は双方の企業が同一の第三者により直接若しくは間接に支配されている場合は、両企業は、相互

(a)の規定は、一方の締約国企業が他方の

新潟国の海廻及びその下に存在する天然資源の探査若しくは開発に関連する活動が行われている地点への若しくはこれらの地点の間に

おける物品若しくは人員の輸送を行う場合又は当該一方の締約国企業がそのような活動に付随して引き船その他の船舶を運用する場

合には、適用しない。この場合には、その輸送又は引き船その他の船舶の運用から生ずる利得に對しては、当該全額が居住者である第三

得論文では、当該企業が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

底及びその下に存在する天然資源の探査又は開発に関連する勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、

当該勤務が当該地方の締約国内の沖合において行われるものである場合には、当該勤務が当該年を通じて合計三十日を超える期間行わ

れることを条件として、当該他方の締約国において租税を課すことができる。  
〔b〕の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国の一海里及びその下に存在する天然資源

1 日本国以外の国において納付される租税を日本國の租税から控除することに関する日本國の法令に従ふ。

3 の規定を適用する。  
1 及び 2 の規定にかかるらず、一方の締約国  
の居住者の所得のうち、他方の締約国内におい  
て生ずるものであつて前各条に規定のないもの  
に対しても、当該他方の締約国において租税を  
課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得得（第六条2）に規定する不動産から生ずる所得を除く。の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行な又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人の役務を提供する場合において、当該所得の支払の基団となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条

一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

源の探査若しくは開発に関連する活動が行われてゐる地点への若しくはこれらの地点の間における物品若しくは人員の輸送を行う船舶若しくは航空機内において行われる勤務又はそのような活動に付随して運用される引き船その他の船舶内において行われる勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬については、適用しない。この場合にはこれらの報酬に対しては、その航空機及び引き船その他の船舶を運用する企業が居住者である締約国において租税を課すことができる。

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて  
ブルグ大公国との一六

官 報 (号外)

に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも適用する。

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业として課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることのある租税若しくはこれに連する要件又はより重い租税若しくはこれに連する要件を課されることはない。

この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条  
1 いづれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けた又は受けることになると認める者は、当該事案

について、当該いづれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定の適用に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるとの合意によつて当該事案を解決するよう努力する。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑惑を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 第二十六条  
1 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

2 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約に適用される租税に関する両締約国との間に反することになる情報を提供すること。

3 第二十七条  
1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国に認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いづれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てにつ

いての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれら的目的のためにのみ使用することができる。

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換される。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。批

准書は、批準書の交換日の後三十日目における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2 この規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置を解してはならない。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

3 千九百六十七年五月十一日にオスロで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約は、2の規定に従つてこの条約が適用される。所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

4 第三十三条  
この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行つことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

5 第二十九条  
1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、批準書の交換日の後三十日目における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2 この条約は、批准書の交換日の後三十日目における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 千九百六十七年五月十一日にオスロで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約は、2の規定に従つてこの条約が適用される。所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

4 第二十八条  
この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則のとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てにつ

平成四年五月十八日 参議院会議録第十五号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する  
間の条約の締結について承認を求める件外二件

脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

第十七条の規定は、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利の対価と

して受領するすべての種類の支払金及び船料又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金に對して適用する。

2 条約第十五条に關し、ノールウェー、デンマーク及びスウェーデンの共同航空運送事業体であるスカンディナヴィア航空企業組織(SA S)が國際運輸に運用する航空機内において行われる勤務に係る報酬をノールウェーの居住者が取得する場合には、当該報酬に對しては、ノールウェーにおいてのみ租税を課することができる。

## 一、委員会の決定の理由 要領書

この議定書は、オランダとの間の現行租税条約について、配当に対する限度税率に関する規定を改めるとともに、当局間の情報交換及び租税の徴収共助に関する規定を新たに加えようとするものである。この議定書の結により、両国間の二重課税回避の制度が更に整備され、経済及び文化の面での交流の緊密化に資すること

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びオランダ王国政府は、  
一千九百七十年三月三日にヘーグで署名された所  
得に対する租税に関する二重課税の回避のための  
日本国政府とオランダ王国政府との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、  
次のとおり協定した。

第二十六条のB

(a) 当該一方の国又は他方の国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の国又は他方の国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 营業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

ある株式の少なくとも二十五パーセントを所  
有する法人である場合には、当該配当の金額  
の五パーセントを超えないものとする。

ある株式の少なくとも二十五パーセントを所  
有する法人である場合には、当該配当の金額  
の五パーセントを超えないものとする。

二  
一

少なくとも二十五ペーセントを所  
有する場合には、当該配当の金額  
は超えないものとする。

条約第一十六条の次に次の二条を加える。

条約第一十六条の次に次の二条を加える。

第十六条のA

第十六条のA

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正  
当に委任を受けてこの認定書に署名した。

沢井昭之

ノルウェー王国政府のために

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

のとし、この条項が適用される有利の順序を若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に對してのみ開示することができる。これらの者は当局は、

第三章

うにして徴収された金額につき当該他方の國に對して責任を負う。いふ。  
1の規定は、いかなる場合にも、いずれの國に対しても、一方若しくは双方の國の規則及び慣行に抵触し又は一方若しくは双方の國の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課すものと解してはならぬ。

1

の論定者

准されなければならぬ。







第一百七条中「五十万円」を「百円」に改め  
る。

第一百八条中「第五十三条第一項」の下に「第五十三条の二」を加え、「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「五十万円」を「百円」に改める。

第一百九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八十九条第五項」の下に「(第八十九条の二)第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第一百二十条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百一十一条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九条」の下に「第五十三条の二」を、「受けないで」の下に「製時等検査」を加える。

(労働災害防止団体法の一部改正)

第二条 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第二百一十八条)の一部を次のように改める。

第十一条第二項を次のように改める。  
2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。

二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと。

三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。

四 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他快

適な職場環境の形成の促進に関する業務を行ふものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。

第二十三条第二項中「役員」を「会長」に改め、「定款で定める」の下に「期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める」を、「創立総会で定める」の下に「期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める」を加え、同条に次の二項を加える。

3 役員は、再任されることができる。

第五十一条に次の二項を加える。

2 労働災害防止団体は、前項の規定により同一規定期に規定する書類を労働大臣に提出するときは、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第五十九条中「五千円」を「五十万円」に改める。

第六十条中「五千円」を「三十万円」に改める。

第六十二条中「五千円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行なつた」を行つたに改め、同条第七号中「第五十一条」を「第五十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十三条中「五千円」を「十万円」に改める。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定(労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第一条、第三条第一項、第二十八条及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十六条第一項の改正規定に限る。)、第二

条の規定並びに附則第四条から第六条までの規定及び附則第八条の規定(労働者派遣事業の適正運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号))の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三十四条第一項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第七条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十

八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三十四条第一項中「

第四十五条第三項の改正規定中「第六十四条」を「第六十五条」に改める部分及び「第六十八条」の下に「第七十二条の二」を加える部分並びに同条第十四条の改正規定中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改める部分及び「第七十二条の二第二項」の下に「第七十二条の四」を加える部分に限る。)は、平成四年七月一日から施行する。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に労働安全衛生法第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による届出があつた計画については、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第八十九条の二第一項の規定は、適用しない。

第三条 新法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した労働災害について適用する。

(労働災害防止団体法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定の施行の際現に労働災害防止団体の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 労働災害防止団体の平成三年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十

八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第三十四条第一項中「

第一項第二号及び第九十九条の三第一項」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号及び第五条第一号中

「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関、性能検査代行機関」に改める。

○向山一人君

【向山一人君登壇、拍手】  
たゞいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

官 報 (号) 外

本法律案の主な内容は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るために、第一に、建設会社の支店、営業所等に店舗安全衛生管理者を置き中小規模の建設現場における安全衛生管理体制を充実すること、第二に、建設機械等を用いる作業についての安全確保措置を充実するなど元方事業者等による安全確保対策を充実すること、また第三に、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の指針を労働大臣が公表するとともに、国が事業者に対し金融上の措置等必要な援助措置等を講ずること等であります。

委員会におきましては、建設業における元方事業者的安全衛生確保措置の充実強化策、店舗安全衛生管理者等の選任基準のあり方、いわゆる過効死問題への対応、快適な職場環境の形成の促進策、健常保持増進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共产党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブ各派共同提案に係る附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしま

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長峯山昭範君。

一、海上における労働力事情及び労働時間短縮の社会的要請を踏まえ、速やかに週平均四十時間労働制の実現を目指すこと。  
二、労働時間の短縮に向け、船員の年間総労働時間、休日及び有給休暇の付与・取得日数、配乗等の実態を十分把握し、公表に努めること。  
三、漁船船員についても、今日的現状を考慮し、その労働実態の把握に努めるとともに、労働条件の改善を図ること。

四、船員法における労働時間短縮の実効を期するため、基準労働時間の短縮に努めること。  
五、第六十四条の二の関係の「労使協定による時間外労働を認める場合」については、過重な時間外労働となることのないよう適切な指導を行うこと。

六、新たな定員制度の実施に当たっては、労働時間の遵守及び航海の安全等を損なうような定員削減が行われないよう適切な指導を行うこと。  
七、定員制度の改正が船員制度近代化の推進に支障を生じせしめないよう、環境整備等に引き続き努力すること。

八、就業規則の適切な整備を含め、船員法の履行を確保するため、船員労務官体制の充実をはじめとする船員労働行政の強化を図ること。

九、内航船員の高齢化に伴う人員不足を解消するため、抜本的な対策を講ずること及び若手船員養成機関としての海員学校の体制整備充実に努めること。

十、内航海運における最近の深刻化する船員不足の現状を踏まえ、内航船員の労働条件及び労働環境の改善・向上を図るため、運賃・用船料の適正化に努めるよう指導すること。

十一、内航海運業の一層の健全化を推進するため、サービスの向上及び経営基盤の強化に努めるとともに、内航海運業法の許可基準をはじめとする関係法令の適切な運用及び遵守の徹底を図ること。

右決議する。

船員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

船員法の一部を改正する法律案

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のようにより改正する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二 船舶所有者は、公衆の不便を避けるために第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の命令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる命令で定める船員に乗り組む海員については、命令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるとき

はその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、これらの規定による労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる。

第六十六条の中「前二条」を「前三条」と改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、

第七十一条の前の見出しを「(適用範囲等)」に改め、同条中「前条」を「第六十九条」に改め、第一号

し、同条に次の二号を加える。

三 海員が断続的作業に従事する船舶・船舶所  
有者が行政官厅の許可を受けたもの

第七十一条に次の二項を加える。  
前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第七十二条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。  
第七十二条の三を削る。  
第七十三条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の二号を加える。

四 定員

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百三十条中「第七十条」及び「第七十二条の三」第一項若しくは「を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)第六十四条の二で規定する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

3 この法律による改正前の船員法(以下「旧法」という。)第七十二条第一項第三号の許可是、施行日前においても行うことができる。  
2 新法第七十二条第一項第三号の許可是、施行規定による指定は、施行日前においても行うこと

とができる。

第三条 小型船(新法第七十二条第一項第三号の船舶を除く。以下同じ。)であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものに乗り組む海員

の労働時間及び定員については、当該航海が終了する日までは、新法第六十条第一項、第六十

四条(時間外労働に係る部分に限る。)、第六十

四条の二(第六十六条(時間外労働に係る部分に限る。)及び第六十九条の規定にかかるわらず、

予備船員であつて、その基準労働期間が同日を含むものの労働時間及び休日については、新法及び)に改める。

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百三十条中「第七十条」及び「第七十二条の三」第一項若しくは「を削る。

四 定員

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百三十条中「第七十条」及び「第七十二条の三」第一項若しくは「を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)第六十四条の二で規定する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

3 この法律による改正前の船員法(以下「旧法」という。)第七十二条第一項第三号の許可是、施行規定による指定は、施行日前においても行うこと

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条又は第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

四条(時間外労働に係る部分に限る。)、第六十

四条の二(第六十六条(時間外労働に係る部分に限る。)及び第六十九条の規定にかかるわらず、

予備船員であつて、その基準労働期間が同日を含むものの労働時間及び休日については、新法及び)に改める。

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百三十条中「第七十条」及び「第七十二条の三」第一項若しくは「を削る。

四 定員

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百三十条中「第七十条」及び「第七十二条の三」第一項若しくは「を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 船舶所有者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)第六十四条の二で規定する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

3 この法律による改正前の船員法(以下「旧法」という。)第七十二条第一項第三号の許可是、施行規定による指定は、施行日前においても行うこと

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

〔政令への委任〕

第八条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができます。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、船舶設備の向上等に伴い、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員法の労働時間等に関する規定期を総トン数七百トン未満のいわゆる小型船にも適用するとともに、船員を取り巻く状況の変化に對応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、内航海運の位置づけと近代化の進め方、内航船員の不足問題、船員の労働時間の実態と短縮の方法等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成四年五月十四日

農林水産委員長 永田 良雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発達を図るために、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置等執行体制の強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

以上、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

## 附帶決議

最近の我が國農業及び農村を取り巻く内外の厳しい諸情勢の下で、農業協同組合は、農業者の協同組織として組合員の信頼にこたえ、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、金融の自由化等他業態との競争激化に対応して、その組織、事業機能及び経営管理体制の強化が求められている。

よって、政府は、両法の運用等に当たっては、次の事項の実現を図り、農協が本来の使命を達成できるようその指導、監督に万全の意を期すべきである。

一 農協の農業生産に関する各種事業を強化、拡充すること。

特に、當農指導事業については、本事業が農協事業全体の基礎をなすものであることにかんがみ、組合員のニーズにこたえ、その円滑な推進が図られるよう目的積立金の造成等安定的な財源の確保、首農指導員の資質の向上、普及事業との連携強化等について所要の措置を講ずること。

二 連合会による受託農業經營事業については、単協の機能を補完する観点から行わることを基本とし、連合会と単協との間で十分調整すること。

また、地域農業の担い手を確保する観点から、引き続き、農事組合法人の事業活動の活性化に努めること。

なお、新規就農者の減少、農業就業者の高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の現状にかんがみ、協同組織による農業經營の在り方について検討すること。

三 農協の地域の活性化に関する事業への取組を強化するとともに、老人の福祉に関する事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成その他の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

## 四

信用事業に係る業務能力の拡充、指定単協に対する員外貸出規制の緩和等に当たっては、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるとともに、地域農業の振興、地域の活性化等に関する農協の取組を促進するため、農協資金の地域への還元を図ること。

また、先般一部農協で発生した金融不祥事等が再発することのないよう責任ある業務執行体制を確立するとともに、検査体制の一層の強化を図ること。

なお、金融の自由化・国際化の進展に対応し、農林中央金庫を含む農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

五 理事会制及び代表理事制の法定化、監事の権限の強化、員外理事等の拡大等経営管理体制の強化に係る改正の趣旨を、役職員を初め組合員にも十分徹底させ、その実効を期すること。

また、員外理事等の拡大に当たっては、学識経験者等の登用により、その効果が十分發揮されるようにするとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

また、員外理事等の拡大に当たっては、学識経験者等の登用により、その効果が十分發揮されるようにするとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

六 農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分視点を置いた方向で推進すること。

なお、事業譲渡に係る今回の法改正に加えて、今後、農協系統組織の取組を踏まえた法制度の整備について検討すること。

七 農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう措置すること。

また、専門農協については、その特性等に十分考慮し、合併体制の整備を図ること。

八 農協合併に伴う固定化債権対策については、農協系統の主体的な取組を基本に、推進法人等の機能が十分に発揮されるよう措置し、その実効を期すること。

## 九

農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と市町村行政との関係が希薄化することのないよ

うな各般の措置を講ずること。

特に、市町村域を超える広域合併農協と関係市町村との連携のとれた地域農業振興対策等の円滑な推進を図ること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「医療」の下に「又は老人の福祉」を加え、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の一 老人の福祉に関する施設

第十一条第二項中「農業協同組合」を「組合」に、「受け行なう」を「受け行なう」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第九項中「農業協同組合連合会」を「組合」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第十一項中「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号の二」に改め、「同項第八号」の下に「又は第九号の二」を加え、同条第九項の次に次の一項を加える。

行政方は、農業協同組合について前項の指定

を「ただし」に、「非出資組合」を「非出資組合」に改

## 十

の機能が十分に発揮されるよう措置し、その実効を期すること。

農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と

市町村行政との関係が希薄化することのないよ

うな各般の措置を講ずること。

特に、市町村域を超える広域合併農協と関係

市町村との連携のとれた地域農業振興対策等の

円滑な推進を図ること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「医療」の下に「又は老人の福祉」を加え、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の一 老人の福祉に関する施設

第十一条第二項中「農業協同組合」を「組合」に、「受け行なう」を「受け行なう」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第九項中「農業協同組合連合会」を「組合」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第十一項中「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号の二」に改め、「同項第八号」の下に「又は第九号の二」を加え、同条第九項の次に次の一項を加える。

行政方は、農業協同組合について前項の指定

を「ただし」に、「非出資組合」を「非出資組合」に改

## 十一

第十六条第三項中「第三十七第三項」を「第四

十三条の五第三項」に、「予め」を「あらかじめ」に、

「以て」を「もつて」に改める。

第三十条第十項中「少くとも四分の三」を「少な

くとも三分の一」に、「本条」を「この項」に、「但し」を「ただし」に、「同意は」を「同意を」に改め

る。

第三十二条の二を削る。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条 理事会は、組合の業務執行を決し、

その実現に努めること。

第三十三条 理事会は、組合の業務執行を決し、

その実現に努めること。

第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする

行政庁の処分、定款、規約、共済規程、信託規

程、宅地等供給事業実施規程、内国為替取引規

程及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実に

その職務を遂行しなければならない。

第三十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任

ずる。

理事がその職務を行つに際して故意又は重大な

過失があつたときは、その理事は、第三者に對

し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事

務につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽

の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をし

たときは、同様とする。

第三十五条 理事は、理事会の承認を受けた場合

に限り、組合と契約することができます。この場

合には、民法(明治十九年法律第八十九号)第

六十六条规定を適用する。

第三十六条 第二項、第三項及び第五項の規定を準

用する。

第三十七条 第二項の理事の責任については、商法第二百

百八条の規定を適用しない。

第三十八条 第二項中「総会」の下に「及び理事会」を加え、同条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」

を行おうとするときは、主務大臣の意見を聽かなければならぬ。

二五

め、同項第四号中「払込の」を「払込みの」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条第一項中の会日を「の日」と改め、「財産目録」を削り、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十七条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第四十条第一項を次のように改める。

組合員(准組合員を除く)は、組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

第四十条第二項中「同時にこれを」を「同時に」に、「但し」を「ただし」に、「基して」を「基づいて」に改め、同条第三項中「組合」を「理事」に改め、「これを」を削り、同条第四項中前項を「第三項に」、「組合」を「理事に」、「の会日」を「の日」に、「役員に対し、その書面」を「その請求に係る役員にその書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項の次に次の二条を加える。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四の規定を準用する。

第四十条を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十九条ノ三までの規定を、理事について

は、民法第五十五条並びに商法第二百六十二条、第二百六十二条第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定を、監事については、第三十

三条並びに同法第二百七十四条、第二百七十四条

条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ一、第二百七十五条ノ四及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定を、理事会について

は、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条を削る。

第四十二条第一項中「第三十七条」を「第四十三条の五」と改め、同条を第四十条とする。

第四十二条第二項中「理事の過半数」を「理事会の決議」に改め、同条を第四十一条とし、第四十二条の二を第四十二条とする。

第四十三条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条第四項中「書面」を「書面又はその写し」に「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第四十三条の二 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三条の三 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

組合員(准組合員を除く)が組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しないければならない。

第四十三条の四 理事の職務を行う者がないときは、又は前条第二項の請求があつた場合において理事会が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

第四十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を第八号とし、同条第四項を次のように改める。

共済規程の変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の三第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

第四十七条 総会については、民法第六十四条並びに商法第二百三十二条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の五第三項」と読み替えるものとする。

第五十条の二 第十条第一項第二号の事業を行ふ組合が信用事業(同項第一号及び第二号の事業(これららの事業に附帯する事業を含む)並びに同項第六項の事業をいう。以下同じ。)の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらないければならない。

第五十条の三 第十条第一項第二号の事業を行ふ組合が信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

前項の規定による公告がされたときは、同項の組合の債務者に対する民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があるものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡については、前二条の規定を準用する。

第一項の規定により組合がその信用事業の全部を譲渡したときは、運営なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

第五十条の三 第十条第一項第八号の事業を行ふ組合が共済事業(同号の事業(この事業に附帯する事業を含む)をいう。以下同じ。)の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならぬ。



第七十三条の二十一には「」を「」については「」  
第三十一条の二及び第三十二条を「第三十三条  
第一項から第三項まで」に、「第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条並びに民法第六  
十五条、第三十八条及び第三十九条及び第四十三条の四、  
十一条第一項」を「第三十五条、第三十六条及び第  
四十三条の三第二項」に、「第三十三条及び第三十  
六条、民法を「第三十七条及び第四十三条の四、  
同法」に、「第三十六条中「理事」とあるのは「」を  
「第三十五条第二項中「総会及び理事会」とあるの  
は「総会」と、第四十三条の四中「理事」とあるの  
は「」に改める。  
第七十三条の二十一の次に次の二条を加える。  
第七十三条の二十一の二 会長は、定款の定める  
ところにより、毎事業年度一回通常総会を招集  
しなければならない。  
会長は、必要があると認めるときは、定款の  
定めるところにより、いつでも臨時総会を招集  
することができる。  
第七十三条の二十五第三項中「には」を「について  
ては」に、「第三十七条第三項」を「第四十三条の五  
第三項」と、「第四十五条」を「及び第四十五条」  
に、「準組合員」を「准組合員」に、「商法」を「及  
び商法」に改め、「それぞれ」を削る。  
第七十三条の二十六第五項を次のよう改め  
る。  
創立総会については、第十六条第一項及び第  
四項から第六項まで、第四十五条第二項及び第  
三項並びに第五十八条第五項及び第六項、民法  
第六十六条並びに商法第二百四十四条第一項及  
び第二項の規定を準用する。この場合において、  
同法第二百四十四条第二項中「取締役」とある  
のは、「発起人」と読み替えるものとする。  
第七十三条の三十第三項中「には」を「について  
ては」に、「第六十九条」を「第七十二条第一項」に、  
「乃至第七十二条」を「及び第七十二条第一項」に、  
「乃至第八十三条」を「から第八十三条まで、商法  
第一百三十二条本文及び第四百一十七条第一項」に、  
「第一百三十五条ノ一二十五第二項第三項」を「第一百三

第十五条ノ二十五第二項及び第三項に、「及び第百三十八条」を「並びに第百三十八条」に改め、同項第一号中「乃至第三号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「払込の」を「払込みの」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 組合にあつては、数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

第七十七条の二中「組合の理事」を「組合を代表する理事」に改める。

第七十九条中「又は第六十八条の二第一項」を「又は第七十条第一項」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第八十五条第一項中「因る」を「よる」と、「の外」を「のほかに」、「第六十八条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「若し異議」を「もし異議」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十九条中「第七十二条（第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）を第七十二条の二、第七十三条第四項又は第七十三条の三十第三項において準用する商法第四百二十七条第一項」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第九十二条中「には」を「についでは」に、「農業協同組合法第六十九条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）を第七十二条の二、第七十三条第四項又は第七十三条の三十第三項において準用する商法第四百二十七条第一項」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第九十八条第一項中「第六十八条の二第一項を「第七十条第一項」に改め、「都道府県知事」の下に「（第十条第九項の規定により都道府県知事が指定した農業協同組合の信用事業に関する第九十四条

第三項の規定による検査に関する事項について  
は、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣  
が必要があると認める場合には、主務大臣及び都  
道府県知事」を加える。  
第九十九条第一項中「如何なる」を「いかなる」  
に、「以て」を「もつて」に、「貸付」を「貸付け」に  
改め、「これを」を削り、「二十万円」を「百万円」に  
改める。  
第一百条第一項中「これを三万円」を「二十万円」に  
改める。  
第一百一一条中「左の」を「次の」に、「これを三万円」  
を「二十万円」に改め、同条第五号中「第四十条第  
四項」を「第三十八条第五項」に改め、同条第六号  
及び第七号を削り、同条第八号中「第三十八条第  
一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項」  
を「第三十五条第一項若しくは第二項若しくは第  
三十六条第一項」、「第三十八条第四項若しくは第  
三十九条第二項」を「第三十五条第四項若しくは  
第三十六条第二項」に改め、同号を同条第六号と  
し、同号の次に次の四号を加える。  
七 第三十七条（第七十三条の二十において準  
用する場合を含む。）又は第七十二条の十二第  
五項の規定に違反したとき。  
七の二 第三十九条において準用する商法第二  
百七十四条第二項又は同法第二百七十五条の  
規定による調査を妨げたとき。  
七の三 第三十九条若しくは第七十二条の二に  
おいて準用する商法第二百六十条ノ四第一項  
若しくは第二項、第四十七条若しくは第五十  
八条第七項において準用する同法第二百四十  
四条第一項若しくは第二項、第七十二条第一  
項（第七十三条第四項及び第七十三条の三十  
第三項において準用する場合を含む。）又は第  
七十二条の二、第七十三条第四項若しくは第  
七十三条の三十第三項において準用する同法  
第四百二十七条第一項の規定に違反して議事  
録若しくは財産目録若しくは貸借対照表若し  
くは決算報告書を作成せず、又はこれらの書

類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第四十三条の一、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四（これらの規定を第三十八条第四項及び第七十三条の二十において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十一の二第一項の規定に違反したとき。

第一百一条第九号中「第六十五条第四項（第六十八条の二第二項）」を第五十条の二（第四項、第五十条の三第四項、第六十五条第四項（第七十条第二項）に改め、「減少し」の下に「信用事業若しくは共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二 第五十条の二第五項（第五十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第一百一条第十三号から第十七号までを次のように改める。

十三 第七十二条の二において準用する商法第一百二十四条第三項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十四 第七十二条の二において準用する商法第一百二十四条第三項若しくは同法第四百一十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十二条の二において準用する商法第一百三十二条又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する同法第一百三十一条本文の規定に違反して組合若しくは農事組合法人又は中央会の財産を分配したとき。

官報(号外)

十六 第七十二条の二において準用する商法第四百二十二条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不适当に定めたとき。

十七 第七十二条の二において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

第百一条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条」に、「これを三万円」を「一十万円」に改める。

第一百一条の三中「これを三万円」を「二十万円」に改め、「まだ」を削る。

第百二条中「これを一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の農業協同組合法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の農業協同組合法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に存する農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)の理事、監事又は清算人については、この法律の施行最初に到来する決算期に関する通常総会の終了前は、この法律の施行後も、なお從前の例による。

4 この法律の施行前に組合の総会又は創立総会の決議があつた場合は、その決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えに關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

5 この法律の施行前に組合の出資一口の金額の減少があつた場合には、その出資一口の金額の減少の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

6 新法第十一条第一項第二号の事業を行う組合が、この法律の施行前に行つた総会の議決に基づいてこの法律の施行後にを行う信用事業(新法第五十条の二第一項に規定する信用事業をいう。)の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の二の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その譲渡の日」とあるのは、「農業協同組合法の一項を改正する法律(平成四年法律第号)」の施行の日とする。

7 新法第十一条第一項第八号の事業を行う組合が、この法律の施行前に開いた総会の議決に基づいてこの法律の施行後に開く共済事業(新法第五十条の三第一項に規定する共済事業をいう。)の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の三の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第号)」の施行の日とする。

8 この法律の施行前に組合の設立があつた場合は、この法律の施行後に開く共済事業(新法第五十条の三の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第号)」の施行の日」とする。

9 この法律の施行前に組合の合併があつた場合は、この法律の施行後も、なお從前の例による。

10 この法律の施行の際現に存する組合の清算人は、この法律の施行後も、なお從前の例による。

11 この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後に最初に到来する決算期における通常総会の終了前に就職したものについての新法第七十二条の二において準用する商法第四百二十二条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不适当に定めたとき。

12 この法律の施行前にした行為及び附則第三項の規定により從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

13 附則第二項から前項までに定めるもののかかることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十四条中「第六十八条の二第一項」を「第七十条第一項」に改める。

(農業共済基金法の一部改正)

15 第三十五条第四項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

審査報告書

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十四日

農林水産委員長 永田 良雄

1 本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の全般の発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、当該計画を樹立することができる農業協同組合の範囲の拡大、合併を推進する法人の指定等所要の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

2 なお、別紙の附帯決議を行つた。

3 一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

4 附帯決議

最近の我が国農業及び農村を取り巻く内外の厳しい諸情勢の下で、農業協同組合は、農業者の協同組織として組合員の信頼にこたえ、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、金融の自由化等他業態との競争激化に対応しつつ、その組織、事業機能及び経営管理体制の強化が求められている。

よって、政府は、両法の運用等に当たっては、次の事項の実現を図り、農協が本来の使命を達成できるようその指導、監督に万端なきを期すべきである。

一 農協の農業生産に関する各種事業を強化、拡充すること。

特に、省農指導事業については、本事業が農協事業全体の基礎をなすものであることにかんがみ、組合員のニーズにこたえ、その円滑な推進が図られるよう目的積立金の造成等安定的な財源の確保、省農指導員の資質の向上、普及事業との連携強化等について所要の措置を講ずること。

2 連合会による受託農業経営事業については、単協の機能を補完する観点から行われることを

基本とし、連合会と単協との間で十分調整すること。

また、地域農業の担い手を確保する観点から、引き続き、農事組合法人の事業活動の活性化に努めること。

なお、新規就農者の減少、農業就業者の高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の現状にかんがみ、協同組織による農業経営の在り方にについて検討すること。

三 農協の地域の活性化に関する事業への取組を強化するとともに、老人の福祉に関する事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成その他の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

四 信用事業に係る業務能力の拡充、指定単協に対する員外貸出規制の緩和等に当たっては、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるとともに、地域農業の振興、地域の活性化等に関する農協の取組を促進するため、農協資金の地域への還元を図ること。

また、先般一部農協で発生した金融不祥事等が再発することのないよう責任ある業務執行体制を確立するとともに、検査体制の一層の強化を図ること。

なお、金融の自由化・国際化の進展に対応し、農林中央金庫を含む農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

## 五 理事会制及び代表理事制の法定化、監事の権限の強化、員外理事枠の拡大等経営管理体制の強化に係る改正の趣旨を、役職員を初め組合員にも十分徹底させ、その実効を期すること。

また、員外理事枠の拡大に当たっては、学識経験者等の登用により、その効果が十分發揮されるようになるとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

六 農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分視点を置いた方向で推進すること。

なお、事業譲渡に係る今回の法改正に加えて、今後、農協系統組織の取組を踏まえた法制度の整備について検討すること。

七 農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づき、その理解と納得の下に行われるよう措置すること。

また、専門農協については、その特性等に十分配慮し、合併体制の整備を図ること。

八 農協合併に伴う固定化債権対策については、農協系統の主体的な取組を基本に、推進法人等の機能が十分に発揮されるよう措置し、その実効を期すること。

市町村との連携のとれた地域農業振興対策等の円滑な推進を図ること。

右決議する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 長田 裕二殿

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項を次のように改める。

前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 合併する組合が農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合（以下「信用事業を行う組合」という。）のみである場合並びに合併する組合のうちに「以上の信用事業を行なう組合」が含まれている場合

第三条第三項中「昭和四十年十一月三十日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成四年法律第二号）の施行の日から平成七年三月三十一日まで」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、総代会を開設している組合にあっては、その総代の半数以上が出席する総代会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決によることができる。

第三条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。

本則に次の九条を加える。

（都道府県農業協同組合合併推進法人の指定）第六条 都道府県知事は、組合の合併についての組合（組合員に出資をさせる組合に限る。）で当該組合の主として販売する農産物又はそ

の加工品が指定農産物（その生産等に係る事情の変化からみて生産者の協同組織の整備が特に必要であるものとして農林水産大臣が指定する農産物をいう。以下同じ。）又はその加工品であるもの（以下「特定組合」という。）のみである場合及び特定組合と信用事業を行なう組合で指定農産物又はその加工品を販売するもののみである場合（前号に該当する場合を除く。）

工品であるもの（以下「特定組合」という。）のみである場合及び特定組合と信用事業を行なう組合で指定農産物又はその加工品を販売するもののみである場合（前号に該当する場合を除く。）

官 報 (号外)

設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県農業協同組合合併推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第七条 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 合併後の組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

二 前号の措置の計画的な実施に関する指導を及ぼ相談に応ずること。

四 組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(事業計画等)

第八条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督等)

第九条 都道府県知事は、第七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、推進法人が第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項の指定を取り消すことができる。

(農業協同組合合併推進支援法人の指定)

第十二条 農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的として設立された「民法第十三条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合合併推進支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

(支援法人の業務)

第十三条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一号に掲げる業務の実施に必要な資金の援助を行うこと。

二 第七条第二号に掲げる業務の実施に関する助言を行うこと。

三 組合の財務の管理に関する調査研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(農業計画等)

第八条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督等)

第九条 都道府県知事は、第七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、推進法人が第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項の指定を取り消すことができる。

(農業協同組合合併支援法人の指定)

第十二条 農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的として設立された「民法第十三条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合合併支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

(支援法人の業務)

第十三条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一号に掲げる業務の実施に必要な資金の援助を行うこと。

二 第七条第二号に掲げる業務の実施に関する助言を行うこと。

三 組合の財務の管理に関する調査研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(農業計画等)

第八条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督等)

第九条 都道府県知事は、第七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、推進法人が第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項の指定を取り消すことができる。

(農業協同組合合併助成法附則第二項の規定に基づいて認定を求める組合に対する認定について)

2 改正後の農業協同組合合併助成法(以下この項において「新法」という。)第十条の規定は、新法第六条第一項の規定が行われるまでの間は適用しない。

3 農業協同組合合併助成法附則第二項の規定に基づいて認定を求める組合に対する認定については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

4 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

一 第七十二条の八第一項中「農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項」を「農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第二条第一項若しくは附則第二項」に改める。



官報 (号外)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「定期郵便貯金」を「通常郵便貯金並びに積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金」に、「付けることができる」を「付ける」に改める。

第十六条第一項「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三省令で定める通常郵便貯金の種類の区分に「一以上の区分にわたり通常郵便貯金をするとき」。

第三章中第四十二条から第四十四条までを次のよう改める。

第四十二条(手数料) 第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金のうち政令で定めるものの預金者は、各自において省令で定める回数を超えて払戻しをする場合には、当該債務の提供に要する費用及び預金者の利便を勘案するとともに一般の金融機関の同種の手数料にも配意して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第四十三条及び第四十四条 削除  
第五十一条の二の見出し中「すえ置期間」を「据置期間」に改め、同条第一項中「すえ置期間」を「据置期間」に、「通常郵便貯金」を「第十二条第一項本文の規定により利子を付ける通常郵便貯金(以下「引き換え」といふ)、「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、同条第三項中「通常郵便貯金」を「通常

貯金」に改める。

第五十七条第一項中「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、同条第一項中「引き換え」を「引換え」に、「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、同条第三項中「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、「払もどし」を「払戻し」に改める。

第五十九条第一項中「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改め、「払もどし」を「払戻し」に改める。

第六十二条の見出し中「すえ置期間」を「据置期間」に改め、同条第一項中「すえ置期間」を「据置期間」に、「通常郵便貯金」を「通常貯金」に改める。

第六十五条第一項中「二百万円」を「政令で定める額」に改める。

第六十六条第一項ただし書中「第十二条第一項ただし書の規定に基づき郵政大臣が定める利率によつて利子を付ける」を「積立郵便貯金又は定期郵便貯金又は、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第六十六条の二(審議会への諮問) 郵政大臣は、第六十五条第一項及び前条の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(罰則の適用に関する経過措置)

本法律案は、近年における保険需要の動向にかかるが、簡易生命保険法の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

第二条 郵政大臣は、この法律の施行前ににおいても改正後の郵便貯金法第十二条第一項ただし書、第六十五条第一項及び第六十六条ただし書の政令の制定のために同法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

第三条 この法律の施行前に第一回目の積立分が預入された積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に預入された定期郵便貯金(改正前の郵便貯金法第十二条第一項ただし書の規定により利子を受けた定期郵便貯金を除く。)の利率については、改正後の郵便貯金法第十二条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六十五条第一項ただし書の規定にかかわらず、本法律案は、近年における保険需要の動向にかかるが、簡易生命保険法の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成四年五月十四日

通信委員長 紫谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十四日

通信委員長 紫谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十四日

通信委員長 紫谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成四年四月十六日

参議院議長 横内 義雄

要領書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

## 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」と、

「第五十六条」を「第五十六条の二」と改める。

第五条第二項中「傷害特約又は疾病傷害特約(以下「特約」という。)」を「簡易生命保険特約」に改め

る。

第六条第一項を削り、同条第二項中「疾病傷害

特約」を「簡易生命保険特約(以下「特約」という。)」

に、「不慮の事故等」を「不慮の事故又は第三者の

加害行為(以下「不慮の事故等」という。)」に改め、

「受けた傷害」の下に「並びにその者の生存」を加

え、同項を同条とする。

第十条及び第十九条を次のように改める。

(特約)

第十八条 特約においては、被保険者(家族保険

及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主た

る被保険者及び保険約款に定める被保険者)が

その保険期間中に疾病にかかりたとき、又は不

慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約

款の定めるところにより、次に掲げる事由に対

し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又

は保険約款の定める期間が満了したことに対し

保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態

二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害(常時の介護を要する身体障害の状態を除く。)

## 三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院

又は診療所への入院

傷害によつて生じた結果

第十九条 削除

第二十条第三項中「傷害特約及び疾病傷害特約」

を「特約」に、「一千万円」を「次に掲げる特約の区分に応じ、それぞれ一千万円」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項は第二号に掲げる事由

(同条に規定する保険期間又は保険約款の定

めの期間が満了したことを含む。)により保険

金の支払をする特約

二 第十八条第三号又は第四号に掲げる事由

(同条に規定する保険期間又は保険約款の定

めの期間が満了したことを含む。)により保険

金の支払をする特約

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院

又は診療所への入院

傷害によつて生じた結果

四 前三号に掲げるもののほか、当該疾病又は

(被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うもの)を除く。以下この項において同じ。)の支払の

事由が発生した後、その保険金の支払の事由につ

いて前条第一項の解除の原因たる事実の存する

ことにより特約の解除をした場合においても、

特約に係る保険金(その保険金の支払の事由が

発生した後、特約の解除までに発生した保険金の

支払の事由がある場合には、その保険金を含む。)の支払をする責めに任せず、また、既にそ

の保険金の支払をしたときは、その返還を請求

することができる。ただし、保険契約者は保

険金受取人において、当該解除の原因たる事実

の存する保険金の支払の事由の原因がその告げ

又は告げなかつた事実に基づかないことを証明

したときは、この限りでない。

第四十一条第一項中「特約が付されている保険

契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、」

を削り、「定める」の下に「保険金受取人」とし、特

約にあつては特約に係る」を加える。

第二章第四節中第四十七条の次に次の二条を加

(定期保険の保険期間の更新)

第四十七条の二 定期保険の保険契約において

は、保険約款の定めるところにより、その保険

期間を更新することができる。この場合には、

保険約款の定めるところにより、その保険

期間を更新することができる。この場合には、

4 特約においては、国は、特約に係る保険金

規定を適用する場合には、保険契約の効力発生

の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、

第六十三条において準用する第三十九条第二

項、第五十二条第一項及び第五十六条第一項

(第二号から第四号までを除く。)の規定並びに

第六十四条の規定を適用する場合には、第六十

二条第二項の保険金額の増額等変更契約の効力

発生の日は更新前の同項の保険金額の増額等変

更契約の効力発生の日とする。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保

は、保険約款の定めるところにより、その保険

期間を更新することができる。この場合には、

第二十八条及び第三十八条から前条までの規定

は、適用しない。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保

は、保険契約に付する特約について、第三十九

条第二項、第五十二条第四項及び第五十六条の

二の規定を適用する場合には、保険契約の効力

発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日と

し、第六十六条第一条において準用する第三十

九条第二項及び第五十六条の二の規定並びに第

六十七条の規定を適用する場合には、第六十五

条第二項の特約変更契約の効力発生の日は更新

前項の同項の特約変更契約の効力発生の日とす

る。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保

は、(被保険者の生存中に保険約款の定め

る支払)に、「(特約に係るもの)の(つき)」を

に改め、同条第五項中「第三項」の下に

「及び第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同

官 報 (号 外)

る。  
条第四項中「前項」を「前一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え

第一項若しくは第二項又は次条の規定により  
その効力を失つた特約(その効力を失うまでに  
保険金(被保険者の生存中に保険契約の定める  
期間が満了したことにより支払うもの)を除く。  
以下この項において同じ。)の支払の事由が発生

したものに限る。で、その効力を失わなかつたとすれば國において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、國は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規

定により解除をすることができる期間に限り、当該特約の保険契約者（当該特約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由（その保険金の支払の事由が発生した後第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失うまでに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金の支払の事由を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第四項ただし書の規定を準用する。

**第一章第六節中第五十六条の次に次の二条を加える。**

第五十六条の二 特約においては、保険契約が当該保険契約の効力発生後二年以上継続した場合（第三十九条第一項の規定により国が保険契約

の解除をすることができる場合には、同条第一項の規定によりその解除権が消滅したときに限る。)において、被保険者が当該保険契約の効力発生前になかつた疾病により第十八条に規定する事由が生じたときは、当該疾病を被保険者が同条の保険期間中になかつたものとみなして、同条の規定を適用する。

第六十三条中「第三十八条から第四十二条まで」を「第三十八条、第三十九条、第四十条(第四項を除く)、第四十一条、第四十二条」に、「第四十一条、第四十二条」に、「第四十八条(第一項まで)を「第四十八条(第一項から第五項まで」に改める。  
及び第四項を除く。」に削る。  
第六十五条第一項第一号中「特約が付されていない保険契約への」を削る。

第六十六六条中「第三十八条」の下に「第三十九条、第四十条第一項及び第四項、第四十一条」を加え、「及び第四十七条第三項」を「第四十七七条」に改め、後十六条の二並びに第六十九条第一項に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものについては、第五十六条の二の規定は、準用しない。

第六十六条条に次の一項を加える。

前項の準用に関する必要な技術的読替えは、政

令で定める。

「特約」を「その効力発生後に第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生

前に疾病にかかり、その効力発生後一年を経過するまでの間（前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定により国が特約変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権が当該契約の効力発生後一年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に規定する事由に改める。

第七十一条中「達したとき」の下に「、特約にあ

〔特約に関する経過措置〕

施行前に受けた保険契約の申込み（変更の申込み又は復活の申込みに係る旧特約を含む。）については、なお従前の例による。

3  
改正後の第二十条第三項の規定の適用については、旧特約に係る保険金額は、同項第一号に掲げる特約の区分に係る保険金額であり、かつ、同項第二号に掲げる特約の区分に係る保険金額

(定期保険に関する税金措置)

4 第二章第四節中第四十七条の次に一条を加え  
る改正規定(第四十七条の二第一項及び第二項  
に係る部分に限る。)の施行前に効力が生じた定期  
保険の保険契約については、改正後の第四十

七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

柏谷照美君登壇、柏羊

○粕谷照美君　ただいま議題となりました「法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

○柏谷照美君 ただいま議題

案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。



官 報 (号 外)

平成四年五月十八日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項



官 報 (号外)

外務委員	辞任	合馬 敬君	補欠	宮澤 弘君	決算委員	辞任	川原新次郎君	補欠
大蔵委員	平井 韶志君	藤田 雄山君	原 文兵衛君	岡部 三郎君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		鳩山威一郎君	藤田 雄山君
農林水産委員	川原新次郎君	原 文兵衛君	石川 弘君	藤田 雄山君		角田 義一君	篠崎 年子君	石渡 清元君
文教委員	初村滝一郎君	真島 一男君	大塚清次郎君	真島 一男君		磯村 修君	高井 和伸君	藤田 雄山君
通信委員	狩野 安君	秋山 篤君	補欠	初村滝一郎君		補欠	合馬 敬君	補欠
商工委員	須藤良太郎君	真島 一男君	大塚清次郎君	初村滝一郎君		角田 義一君	篠崎 年子君	川原新次郎君
労働委員	藤田 雄山君	陣内 孝雄君	補欠	初村滝一郎君		磯村 修君	高井 和伸君	石渡 清元君
予算委員	石川 弘君	岩崎 純三君	補欠	初村滝一郎君		高井 和伸君	和伸君	藤田 雄山君
大塚清次郎君	石渡 清元君	平井 韶志君	補欠	初村滝一郎君		和伸君	和伸君	同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成三年度社会保障制度審議会報告書を受領した。
	岡部 三郎君							

官 報 (号 外)

平成四年五月十八日 参議院会議録第十五号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
〒105 東京都港区  
虎ノ門二丁目(新橋四番  
大蔵省印刷局  
電話  
03 (3587) 4302  
定価  
本号一部  
6円  
二三六円  
6円を含む